

令和3年度八峰町一般会計予算における消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率(国・地方)引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

八峰町の令和3年度一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会補償財源化分)

66,000 千円

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

1,149,053 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位:千円】

事業名		令和3年度 予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	248,211	190,495	0	0	4,898	52,818
	高齢者福祉事業	49,403	192	0	4,876	3,763	40,572
	児童福祉事業	346,558	66,064	0	2,458	23,597	254,439
	小計	644,172	256,751	0	7,334	32,258	347,829
社会 保険	国民健康保険事業	68,119	36,504	0	0	2,683	28,932
	後期高齢者医療事業	138,691	26,305	0	0	9,538	102,848
	介護保険事業	200,398	14,494	0	0	15,778	170,126
	小計	407,208	77,303	0	0	27,999	301,906
保健 衛生	医療給付事業	80,314	30,000	0	0	4,270	46,044
	疾病予防対策事業	17,359	0	0	0	1,473	15,886
	小計	97,673	30,000	0	0	5,743	61,930
合計		1,149,053	364,054	0	7,334	66,000	711,665

※社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」